

島根グリーンビジネスフォーラム設置要綱

(目的)

第1条 県内におけるグリーン分野関連産業の技術及び製品の高度化、販路拡大や新規参入等を促進するため、県内企業を対象とした普及啓発や戦略構築支援等のプログラムを実施する、島根グリーンビジネスフォーラム（以下「フォーラム」という。）を設置する。

(会員)

第2条 会員は原則として、島根県内に事業所を有する企業とする。

2 フォーラムの趣旨に賛同し入会を希望する企業は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、島根県に提出するものとする。

3 会員は、島根県へ申し出ることにより退会することができる。

(活動)

第3条 フォーラムは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員へのグリーン分野に関する情報の提供
- (2) グリーンビジネスに関連したセミナー、商談会や交流会等の実施
- (3) 会員からの新たな事業展開に係る相談等への対応
- (4) 会員企業及びグリーン分野関連製品の情報発信等による販路開拓支援
- (5) その他、フォーラムの目的を達成するために必要な事業

(会費)

第4条 会費は無料とする。ただし、第3条第2号に規定する任意参加のプログラムについては、プログラム実施に必要な参加料を徴収することができる。

(事務局)

第5条 フォーラムの事務局は、島根県商工労働部産業振興課に設置する。

2 事務局は、フォーラムの運営に必要な事務処理を行うものとする。

附 則

この規約は、令和5年6月14日から施行する。